

聖籠町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第10号

聖籠町介護保険条例の一部を改正する条例

聖籠町介護保険条例（平成12年聖籠町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「38,400円」を「39,600円」に改め、同項第2号及び第3号中「57,600円」を「59,400円」に改め、同項第4号中「69,120円」を「71,280円」に改め、同項第5号中「76,800円」を「79,200円」に改め、同項第6号中「92,160円」を「95,040円」に改め、同項第7号中「99,840円」を「102,960円」に改め、同項第8号中「115,200円」を「118,800円」に改め、同項第9号中「130,560円」を「134,640円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度までの各年度」を「平成30年度」に、「34,560円」を「35,640円」に改める。

第18条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の聖籠町介護保険条例第7条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。